

京都府障害児安心安全対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、障害児通所支援事業所を利用する障害児の安心・安全対策を強化するために、事業者が実施する事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業者)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業者は、京都府内（京都市を除く。）に所在地を有する障害児通所支援事業所を運営する法人とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その事業内容及び対象となる障害児通所支援事業所（以下「対象事業所」という。）は、別表1に定めるとおりとする。

- (1) 送迎用車両の改修支援事業
- (2) ICTを活用した子どもの見守り支援事業
- (3) 登降園管理システム支援事業

(補助対象経費等)

第4条 前条に規定する補助対象事業に対して交付する補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額は、対象事業所毎に別表2の第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と第3欄に定める基準額とを比較して、いずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、前条第2号及び第3号の事業については、事業所毎の算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- 2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助事業の内容の変更)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第3号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第5号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(地位の承継)

第10条 補助事業者の地位は、合併又は分割その他特別の理由がある場合に限り、承継することができる。

2 前項の規定による補助事業者の地位を承継しようとする者は、その事実を証する書面を添えて、知事が別に定める申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(書類の整備)

第11条 補助事業者は、当該補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、別記第6号様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とし、同条第2号に規定する知事が別に定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上のものとする。

3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ知事が別に定める申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、規則第19条の承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月31日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。